

**催し** 市文書館秋期企画展  
**「なつかしの建造物、あらたな建造物」**  
 ▶問い合わせ 市文書館 ☎63-1010



建設中の加納トンネル (昭和7年)  
 財田の中央公民館 (昭和42年頃) ▶

**くらし** 国保脱退の届けをお忘れなく  
 ▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

平成28年10月から短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金)適用範囲が拡大されます。現在、国民健康保険に加入している人が社会保険の適用を受ける場合は、国民健康保険脱退の届けが必要で、お勤め先の健康保険に加入した人は、左記をご用意の上、健康課または各支所で手続きを行ってください。  
 ●新たに加入した健康保険の保険証  
 ●国民健康保険の保険証  
 ●印鑑  
 ※社会保険の適用については、お勤め先の事業所で確認してください。

**募集** パブリックコメント  
**意見公募を実施します**  
 ▶問い合わせ 農業振興課 ☎73-3040

「三豊市財田町農産加工実習室条例」を改正することについて、市民の皆さんからの意見を募集します。  
**資料の閲覧場所** 市ホームページまたは農業振興課  
**意見の提出方法** メールまたは郵送  
**募集期間** 10月17日(月)午後5時まで

**募集** 提案型補助金を公募します  
 ▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

社会全体で子育て家庭をサポートするため、事業所が実施する子育て支援の取り組みを応援します。  
**対象** 市内に事業所がある事業者  
 ※市税を滞納していないこと  
**提案内容** 市民向けの子育て支援への取り組み、または職場の子育て支援環境の整備にかかる取り組みなど(例)  
 ・店舗内貸出し用ベビーカーの購入  
 ・バリアフリー化のためのスロープの設置  
 ・事業所の就業規則の改正(短時間勤務や育休制度の改善)  
**補助金額** 1件当たり上限10万円(ただし、食糧費は除く)  
 ※10万円以下の場合、実際にかかった経費を補助します  
**応募締切** 10月31日(月)午後5時  
 ※審査があります

FU.KA.YO.MI.HI.RO.BA

M's 深読みひろば

**くらし** 水処理課からのお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 水処理課 ☎73-3125

**10月1日は浄化槽の日**  
 浄化槽は、家庭からの生活雑排水や水洗便所排水を処理し、きれいな水を河川や水路に放流するための施設です。各家庭に設置されている浄化槽の機能を正常に維持するためには、定期的な保守点検・清掃・法定検査の受検が欠かせません。  
 市では「水と緑の美しいまちづくり事業」として、浄化槽法で義務付けられている次の3項目に係る経費の一部を助成しています。  
 ①保守点検 浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、清掃の時期の判定や消毒剤の補充を行います。4カ月に1回以上受けましょう。  
 ②清掃 浄化槽内の汚泥などの引き出しや装置の洗浄を1年に1回以上行う必要があります。  
 ③法定検査 浄化槽の処理水の水质を検査し、機能が正常かどうかを確認します。設置後3カ月を経過してから5カ月以内に受ける7条検査と、その後1年に1回受ける11条検査があります。検査は、香川県知事指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が行います。



**合併処理浄化槽維持管理費補助金**  
**対象** 市内に設置されている専用住宅の合併処理浄化槽(20人槽以下)に対し適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を同一年度に実施した人  
**補助金額** 30,000円  
**必要書類**  
 ・補助金交付申請書(水処理課・各支所にあります)  
 ・保守点検、清掃および11条法定検査の領収書  
 ・11条法定検査結果書の写し(「不適正」でないもの)  
**提出先** 水処理課・各支所  
**注意事項**  
 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに実施した人は、平成29年3月31日までに申請してください。  
**集落排水施設の世帯人数の変更はありませんか**  
 集落排水施設の月額使用料は、基本使用料と世帯人数により定められています。世帯人数に変更があった場合は、使用料変更届の提出が必要です。印鑑を持って、水処理課、各支所で手続きしてください。  
 なお、集落排水施設は、高瀬町(上高瀬第一地区)、三野町(大見地区)、詫間町(大浜、瀧・満、上新田地区)、仁尾町(北草木地区)です。

**少年育成センター**  
**子育てのポイント**  
**「子どもの自立」**  
 子育ての目標は、子どもを自立させることだと言われています。子どもは成長の過程で、親から離れ、自らの道を歩んでいきます。そのとき、自立した大人へ成長できるように育てることが、親の役目ではないでしょうか。しかし、子離れや親離れができていく実態が報告されている昨今、親の思うようには、子どもがなかなか育たないと感じることもあるでしょう。さて、「自立」の重要な要素は何でしょう。それは、次の3つが挙げられます。  
 ①生活の自立 基本的な生活習慣(衣食住に関することを含む)を身に付けること。  
 ②精神の自立 自ら判断できる力、行動力、そして忍耐力や我慢強さを身に付けること。  
 ③経済の自立 働いて、自分でお金を得る力を付けること。  
 これらの「自立」の力を培っていくためには、自分をコントロールできる「自律心」を育てることです。

そのためには、納得しながら、自分の感情や欲求を抑える経験を積ませることも大切です。  
**自立に必要な安心できる「家庭」**  
 ここで、自立するために大切なのが、子どもにとって心から安心できる家庭があるということです。  
 幼児期から、生活の基盤となる家庭の「温かさ」を感じ、毅然とした態度での「しつけ」がなされ、しかも、安らぎを感じる家庭。それがなければ、子どもは不安な状態におかれ、自立することが難しくなるのでは…と危惧します。  
 「忙しい」中でも、子どもの話に耳を傾け、喜怒哀楽を共にして、成長につれて「離れつつ見守る」ことのできる家庭を作りましょう。  
**「家庭」の在り方を振り返り**  
**「自立」した子どもに育てよう**  
 来月(11月)は「子ども・若者育成支援強調月間」です。健やかな子どもの成長には、家庭だけでなく、地域のつながりや地域社会全体で見守り支援することが必要です。  
 今一度、基盤となる「家庭の在り方」、「子どもの自立」について振り返り、自立した大人への成長を願って子育てをしましょう。

